

# ふるさと納税は、ふるさとへの寄付金です

ふるさと納税は、新たに税金を納めるものではなく、ふるさと(南越前町や福井県)への寄付をいい、2,000円を超える寄付を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

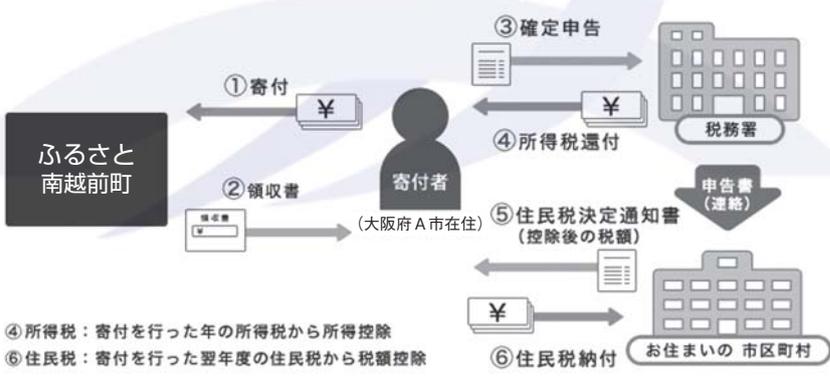
ご寄付いただいたお金は、町や県が行う事業に有効活用させていただきます。

## ●手続き方法

(払込手数料は無料です)

- ゆうちよ銀行をご利用する場合
- ① ゆうちよ銀行の「払込取扱票」に、住所、氏名、寄付金額など必要事項を記入してください。
- ② 最寄のゆうちよ銀行でお振り込みください。
- ゆうちよ銀行以外の金融機関をご利用する場合
- ① 「寄付申出書」を役場に郵便、FAX、メールにてお送りください。
- ② 役場から支払用書類(振込用紙など)を郵送いたします。
- ③ 振込用紙にて南越前町収納金融機関でお振り込みください。
- ※「払込取扱票」「寄付申出書」は役場・各総合事務所などにあります。
- ※「寄付申出書」は、町ホームページからダウンロードできます。

## ●寄付金控除の流れ



・確定申告をお忘れなく！  
平成24年12月までに納めた寄付金は、平成25年3月までに確定申告を行うことで、税金の控除を受けることができます。

## ●平成23年度 寄付件数および金額

期間・受入窓口		件数	金額
平成23年4月～	(町独自受入)	6件	218,000円
平成24年3月	(県共同窓口受入)	7件	440,000円
計		13件	658,000円

多くのご寄付ありがとうございました。  
※詳しくはホームページをご覧ください。  
(検索キーワード 南越前町 ふるさと納税)

## ふるさと納税でふるさとを応援！

### ■問合せ

企画財政課 ☎47-8003  
✉kizai@minamiechizen.lg.jp  
http://www.town.minamiechizen.fukui.jp

## 打ち水大作戦

～みんなで一斉に「打ち水」をして、真夏の気温を2℃下げよう～  
誰もが手軽に楽しくできる地球温暖化対策の取り組みです。実際に気温を下げるのももちろんのこと、そのプロセスを通して環境意識の啓発にもつながりましょう。

日時 8月11日(土)～17日(金)  
午前7時と午後5時の2回  
(雨天中止)

場所 各家庭および事業所の玄関や入口など

その他 できるだけ一度使った水(風呂の残り湯など)を使用してください。

主催 南越前町環境パートナーシップ会議

■問合せ  
建設整備課 ☎47-8003

